

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名：
身分登録書類作成・記載事項とその影響

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松岡, 格 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00009358

台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名

— 身分登録書類作成・記載事項とその影響

松岡 格

獨協大学

1 はじめに

本書は「台湾原住民の姓名」を主テーマとしている。

姓名について、特に現代社会に暮らす人々の「姓名」について研究するにあたって、我々は「身分登録」を抜きに語るができなくなっている。これは「身分登録」のような近代国家特有の制度との接触が比較的遅れた、台湾原住民社会についても決して例外ではない。

実際、現代の台湾原住民の名前について考えるに当たっても、身分登録制度は重要な前提となっている。詳しくは後述するが、例えば台湾原住民の名前が「姓・名」という形で理解されるようになったのは身分登録制度の「姓名」欄に原住民の名前が記載されることから始まっていると考えられる。これは一例を挙げたに過ぎないが、この一点だけでも現代の原住民の「姓名」と「身分登録」の関係について注目する必要性を訴えるに十分であろう。

筆者はここ数年、台湾原住民を対象として、身分登録書類とその記載事項についての調査・研究を行ってきた。身分登録書類の整備は、後述のように近代国家の統治制度の確立にとって重要な事業であり、その制度史について研究すること自体、重要である。

それは現在の我々が住む「この世界の状況」がいかなるものであるか把握するために役立つ議論を提供できるからである。台湾においてその近代国家的身分登録制度の導入がいかに進んだか、そしていかに定着していったかを調査・研究することはこの点から言っても重要である。

しかしここで注目したいのは、その点ではない。本稿で指摘したいのは、身分登録書類の存在それ自体やその記載情報（例：姓名やエスニシティ）が、台湾社会で生きる個人の生活に大きな影響を与え（続け）ているという点である。

本書に収録されているいくつかの論考は、伝統社会における命名制度について扱っている。先住民のアイデンティティや文化実践を支える、このような学術的知見はまだまだ不足している。台湾原住民の文化実践を主導するものは、当然原住民自身の主体的実践である。しかし、命名をはじめとした文化実践の参考になる、学術的知見を提供することには大きな意義がある。これらの論考で、必ずしも全てが身分登録について言及し

ているわけではないが、身分登録制度の影響下に強くさらされる以前の、原住民文化の出発点ともいべき点についての貴重な論考となっている。

一方でいわゆる伝統姓名の実践や政策推進についての現状について紹介・分析するもの論文も収録されている。これらは台湾原住民の現代における社会生活により近い形で、台湾原住民の姓名についての知見を提示するものである。そこでは、身分登録とも関わる姓名登記について直接的な言及・論究が多く見られる。

繰り返しになるが、現代社会における個人の命名について議論するに当たって、身分登録制度を抜きには語れない。それは単に、現代社会に暮らす我々の姓名が必ず身分登録書類に記録されているから、というだけではない。姓名の例で言えば、「伝統姓名」（原住民風の姓名）を用いての社会生活をしていく上で、逆に身分登録情報を活用しなければならぬし、姓名に関わる社会生活を行う上で、身分登録情報を参照するような状況になってきている。

その点から言っても現在注目すべきなのが、政治大学原住民族センター（ALCD）によって作成された『原住民族人名譜』である。これは原住民の伝統姓名命名のための参考資料として作られた。紙媒体の印刷物としても存在していると同時に、ネット上でも資料として公開されている。この『人名譜』の存在自体、原住民の文化実践に当たって身分登録書類を用いる局面が多様化していることを示すよい例である。というのも、この『人名譜』の重要な元資料となったのが、日本統治時代の身分登録書類（戸口調査簿）に記載された原住民の「姓名」なのである（詳しくは後述する）。

本稿では、身分登録制度が台湾原住民社会に与えた影響について、まずはエスニシティを例にその影響についての分析の重要性を示した後、姓名を例に、その影響の複雑性についても指摘したい。我々は、後述するような可視化の（一事例である身分登録制度に記載された姓名に関する情報に関する）影響を排除して生活することはもはやできないが、しかし、他の文化実践も、過去と現在、そして未来をつないでいるのである。

2 多文化主義とエスニシティ認識

周知のように、現在の台湾では政府によって多文化主義が採用されており、多文化主義というものが社会の中で公定化している。「多文化主義」という理念は、北米などにおいて「同化主義」に代わる国民統合概念として定着し、世界に広がることになった。しかし、現在では多文化主義は、その政策実践に関わる課題が指摘されるだけでなく、その理念自体に対しても批判が加えられるようになってきている。指摘や批判も実に多様であり、どうとらえるか難しいところであるが、少なくともそれ自体が分析の対象となってきたと言える。

「多文化主義」というのは、抽象的な理念である。理想的とさえ言えるかもしれない。

「多文化」の「多」がどのような数を指すのか、理想的に考えれば無限に広がっていく可能性もあるからである。

しかしこの多文化主義が特定の国において実際に政策として採用され、社会の中で公定化した場合、そのような無限定の「多」が想定されるという状況はなかなかみづかりそうもない。

むしろ多文化主義を採用している国においてはその「多」が具体的な数として挙げられている。その数はそれほど多くない有限の数が想定されていることが多い。

台湾で基準となる「具体的な数」は、四である。いわゆる「四大族群」という四つのエスニック・グループ（福佬人（台湾人・閩南人）／客家／外省人／原住民族）というのが具体的な形として定着したからである。もちろん、婚姻移民など近年台湾に移住する様々な人口をカウントすればエスニック・グループの数もさらに増えるが、その数が大幅に増えることはあまり想定できない。

2.1 エスニシティ認識の形成プロセス

本論でまず問いたいのは、このような台湾のエスニシティ認識が、どのように形成されてきたのかということである。

台湾のエスニシティ形成の要因としては、すでに戦後台湾の政治や社会運動の影響などが指摘されている。前者については、国共内戦（外省人の形成）、二二八事件（外省人／本省人の対立の固定化）、省籍矛盾、中央政府の台湾移転、移民（第五の族群）などの影響を挙げることができる。後者については原住民族運動（台湾の先住民族運動）や客家運動の影響を挙げることができる。

戦後台湾社会における（帰属）集団分類自体についてのある変化についての重要な指摘もすでになされている。台湾の社会学者、王甫昌は政府の公開している統計資料を研究材料として、台湾社会における集団の分け方の変遷を、「省籍」から「族群」への変化として説明している（王 2005）。王甫昌が解説する集団分類法の変遷は、下記のようにまとめることができるだろう。

戦後の人口統計では従来、「本籍」をもとに国民を（いくつかの集団へと）分類していた。この分類方法の境界線が本省人／外省人というものである。なぜこのような分類方法をとっていたかという点、中華民国にとって、国際的に「中国」としてふるまうことが重要であったからである¹⁾。したがって（中国に本籍を持つ）外省人が存在していること、いわゆる「法統²⁾」を守ることが重要であった。この論理に従えば、「多様性」と言えば「中国」規模の多様性が重要ということになる。したがって本省人か外省人か、という全中国規模のスケールでの区別が重視された。

ところが1970年代からの国際情勢の変化によって、中華民国国際社会の舞台において「中国」としてふるまうことが許されなくなった。必然的に「多様性」と言えば台湾内部

の多様性が重視されることになった。こうして変化した台湾の状況に「族群」という用語がうまくはまった、と王甫昌は指摘する。「外省人」も、もはや「中国」規模の視点から見た出自の多様性を示すカテゴリーではなく、台湾内部の多様性を示すカテゴリーの一つとして、台湾の中に折りたたまれることになった。上記のような意味における「本籍」は、台湾における集団分類指標としては有効性を喪失したのである。

このように王甫昌が説明する集団分類の変遷は、台湾社会の変化を考える際に必ずふまえておくべき点である。後の議論との関連で例示しておく、例えば1948年の戸籍簿の様式にも「本籍」欄が設定されているのを確認できる（後掲図4参照）。戦後の台湾社会においては、身分登録書類である戸籍（本籍欄）を確認すれば「本省人」（台湾省籍）か、それとも「外省人」（台湾以外の省籍）かを区別することができ³⁾、少なくとも1970年代まではその区別（本省人／外省人）が大きな社会的意義を持っていたということである。1970年代以降にその社会的意義がなくなったわけではないが、この時期を境に国家および社会制度の枠組み自体が変わることによって、そのことが持っている意味が変わったのである。

2.2 エスニシティ認識形成の起源を問う

筆者はこれらの諸説の重要性を疑うものではない。その重要性をふまえた上で指摘したいのは、こうした諸説はエスニック・カテゴリーが台湾社会に定着・変化した理由を説明するものであって、エスニック・カテゴリーの起源を説明したものではない、ということである。もちろん形成過程の一部を説明している部分もあるが、説明の主要な対象ではない。

これに対して本論で説明を試みたいのは、カテゴリーを含むエスニシティ認識（の起源）と身分登録書類（制度の整備）との関係である。

身分登録書類は、エスニック・カテゴリーが現在でも機能している領域としても重要である。例えば多民族国家や多文化主義を採用した国では、その情報（民族、エスニシティなど）が身分証（IDカード）などに転記され、カテゴリーによっては何らかの優遇措置が受けられる、ということにつながるかもしれない。

この点も重要であるが、ここで提起したいのは次の論点である。それは身分登録書類は、エスニック・カテゴリーを生み出したものである、という点⁴⁾である。エスニック・カテゴリーの起源は、身分登録書類にある、と言い換えてもよいだろう。

エスニシティ認識の起源については、国や地域の歴史の中で培われてきた他者認識、民族間関係などにも求めることができる。しかしそれがカテゴリー——あいまいな区別ではなく、排他的でカウント可能な有限のカテゴリー——として創出されるのは、近代国家による統治の影響によるものであると筆者は考える。

近代国家とこのような有限なカテゴリーとの結びつきは強い。既述のように、多文化

主義について理論的に考えれば文化的多様性の数というのは無限に想定することができる。エスニック・カテゴリーについても同様である。理論的には、一つの国の中にいくつエスニック・カテゴリーがあってもおかしくない。しかし実際には各国・各地域で想定され、統計などに採用されるカテゴリーは有限である。これは閉じられた境界（「国境」「領土」）の中の人々（「国民」）をくまなく統治しようと努力する近代国家にとって、理論的な複雑性やカテゴリーの重なり、アイデンティティの揺れ——まさに学术界で議論されてきたことである——よりも、有限のカテゴリーによって国内のエスニシティを把握・整理することの方がより重要だからではないか。

そもそも、国家統治者にとって、国民をわざわざ民族とかエスニシティに分けずに済めばその方がよいのかもしれない。分けないことを選択している国家は実在する。例えば日本やフランスを代表例として挙げるができるだろう⁵⁾。

しかし、世界の多くの国では統治者は、一つの国の中に複数のエスニシティ、複数の文化が存在することを想定して対処しなければならない。なぜエスニック・カテゴリーのようなものを想定しなければいけなくなったのか、そのきっかけがどのようなものであるか、さまざまなケースを想定することができる。それまでもに生活することがなかった人々が何らかのきっかけでともに生活し、あるいは少なくとも付き合わなければいけなくなるのが重要な契機となるようだ。その契機にもさまざまなケースがあり得る。植民地統治の開始、およびそれによる（必ずしも統治に参加しない）本国住民の到来⁶⁾、より一般的な意味における移民の到来、近代国家形成時にそれまで複数の国だったところが一つの国家の領土内に編入される、などなど。しかし、いずれにせよ近代国家的な統治の開始が何らかの形で関与している場合が多いのではないか。

2.3 戸口制度と台湾社会の可視化

このようなエスニック・カテゴリーの誕生と近代国家的統治との関係について、台湾の事例で検証することが可能である。台湾において近代国家的統治が行われたのは日本統治時代以降である。日本の前任の台湾統治者である清朝の統治においても、エスニック・カテゴリーのようなものは存在していた。しかし現代のカテゴリーとは大きく異なり（例えば排他的カテゴリーの中に厳密に振り分けられることはない）、かつ統治範囲が狭かった（実効統治範囲は台湾全域ではない）こともあり、ここで議論する限りにおいて起源とみなすことはできない。つまり、近代国家的身分登録制度が整備されたのは、明らかに日本統治時代以降である。

戦前の日本による植民地統治において台湾の身分登録制度のモデルとなったのは、植民地本国（「内地」）の戸籍制度であったが、同じ制度を植民地台湾に適用したのではなかった。台湾では「戸籍」より法的地位が一段劣る「戸口」制度として出発した。この戸口制度は、日本による台湾統治が開始してから10年後にあたる1905年に「戸口規則」

等の関連法規が制定されて実施され始めた。

なぜこのような形で、かつ早い段階⁷⁾で台湾の身分登録が実施されたのか（身分登録制度が整備されたのか）。

それは、何よりも統治対象である地域社会の可視化のためである、と筆者は考える（この点についての詳細は松岡 2014および松岡 2015参照）。統治者にとって、見通しにくい地域社会の状況を見通して、統治を進めるため、可視化は重要なファースト・ステップである。地域社会の情報を見通すために重要な情報を握っておくことは統治者にとって必要なことである。これは仮に統治者が植民地（「外地」）でなく、国内（「内地」）のどこかに派遣されたとしても同じようなことが想定できる。国内であったとしても、自らのよく知っている地域に派遣されるとは限らないからである。

植民地統治下の台湾のように、統治者（内地人）が、自分の生まれ育った環境・文化とは大きく異なる地域に派遣されて統治に当たる場合には、可視化のためのデータの必要性はさらに切実であると思われる。台湾で異文化に向き合わなければならなかった統治者（日本人の行政官・警察官）にとって、異文化によって動く地域社会の状況は見通しにくかったに違いない。その見通しにくい地域社会を可視化するためのツールとして、身分登録書類（戸口簿）が整備されていったと考えられる。

この点は本稿でも強調しておきたい点である。またもう一つ重要な点としては、台湾の事例はこのことを実証する良い例である、ということである。

次に見る身分登録書類の様式がそれを表している。そこには現在の身分登録書類などでは考えられないような項目も盛り込まれている。例として図1の1905年の戸口調査簿様式を示したい。「阿片吸引⁸⁾」「纏足⁹⁾」等々の記載欄が設定されていることが確認できる。後述する「種族」の記載欄も設定されている。それぞれの記載欄設定の当否についての議論はここでは措くが、少なくとも、身分登録書類のフォーマットには、統治者が被統治者の何を把握しておきたいかが表現されていることは十分に確認できるだろう。言い換えれば、何を可視化したかったのか、という点が明らかな書類である。

このような戸口調査簿のデータは、第一に警察的な目的で用いられた。つまり可視化の目的の一つは、治安維持であった。警察としては、このような可視化データを把握することで、治安の維持をより万全なものとしようとしていたのである。これについてもそのこと自体の当否の議論は措くとしても、身分登録制度が統治・管理の手段であったことをよく示す例であろう。

身分登録実施を統治・管理の手段としてのみ説明することは不十分だろう。国家による身分登録には権利付与の側面があることは確かだ。しかし出発点が前者にあることに注目することは重要であることを再び強調しておきたい。戦前の台湾の状況はこのことを確認するのによい事例であり、後述する台湾原住民の場合はより明らかである。もし身分登録書類の権利付与の名簿としての役割を重視していたのであれば、正式な戸籍制

表面ハ乙號ノ前面ニ同シ	種別		番附號		事由		事由		所住現		(第一號様式) (用紙表紙)								
	足	體	吸	食	阿	片	種	族	足	體		吸	食	阿	片	種	族		
	痘	種	具	不	別	種	痘	種	具	不		別	種	痘	種	具	不	別	種
	稱				種				族			住本又本		所國ハ居					
	月	生	姓	名	母	父	月	生	姓	名		母	父	本		月		日	
	年	月	日		別	生	出	年	月	日			別	生	出	主		ナ	

図1 1905年版戸口調査簿様式（『台湾總督府府報』をもとに筆者作成）

度でないものを導入したことは説明できない。また実際に台湾の現地住民（本島人と呼ばれた漢民族の人々や原住民の人々）への権利付与は極めて不十分にしかなされなかったことはよく知られている。

2.4 エスニック・カテゴリーの誕生と戸口制度

このように台湾社会の可視化のために作られた、台湾の現地住民の身分登録書類に、すでに文化を共有している（文化がある程度画一化されている）場合には必要ないような、異文化的特徴を把握するための欄（項目）が設定された。そのうちのひとつとして、エスニック・カテゴリーを記載する欄が設定された。つまり可視化ツールとしての身分登録の登場と同時に、台湾のエスニック・カテゴリーが誕生したのである。

それが上掲の1905年様式（図1）でも設定されている「種族」欄である。この種族欄は1933年の様式にも継承されていた（図2参照）。原住民の場合、この欄（図1「現住所」左下）に「生蕃」を表す「生」の字が記入される。福佬人の場合は「福建人」の「福」、客家の場合は「広東人」の「広」が記入されたわけである。

台湾の戸口制度は、大日本帝国による台湾統治が開始してから10年が経過したこの1905年に整備された。この年に台湾にて全島一斉戸口調査「臨時台湾戸口調査」（この詳細については佐藤 2012等参照）が実施され、「戸口制度」「戸口調査規程」という戸口調査に

	種別											(第四號様式)
	番號											用紙美濃紙
由事		由事		所住現								
				足 履		喫 食		阿 片		族 種		
				痘 種		具 不		別 種		稱 族		住 本 又 本
												所 國 ハ 居
				柄 続								
				月 生		業 柄 ノ 主 前		母 父		事 月 ム リ ト 戸		甲 號
				日 年		職 業 続 ト 戸		別 生 出		由 日 年 タ ナ 主		
				年 月 日								

(以下四欄略ス)

図2 1933年版戸口調査簿様式（『台湾総督府府報』をもとに筆者作成）

関する法規が制定され、戸口調査簿が編成されたのである。この「戸口調査簿」は既述のように日本本国の「戸籍簿」に当たるものであるが、法的には区別された。この区別が何をもたらしたのかと言うと、台湾現地住民（「本島人」）には戸籍が存在しないことになり、日本本国出身者（「内地人」）との結婚は正式な婚姻関係とは認められなかった。いわゆる「共婚問題」をもたらしたと言えるのである。

1910年、1920年、1924年と戸口制度は改正されたが、この問題は解決されなかった。それが解決されるのはやっと1933年になってからである（詳細については栗原 2004等参照）。この年に戸口制度改正により、戸口調査簿が本国の戸籍簿と法的に同等ものと認められるようになったことにより、共婚問題は解決された。

1933年に戸口調査簿が戸籍簿と同格とみなされるようになったことは重要である。であるからこそ、そのタイミングで様式が1905年以来はじめて改正されたわけである。ところが、この時に項目の構成自体はあまり変わらなかった（図2参照）。種族欄も継承された。

様式の記載内容が大きく変わったのは、その二年後に行われた1935年の戸口制度改正時である。まず、従来の戸口調査簿が現住地主義であったのに対して、本籍を基準とする「本籍戸口調査簿」に変更された。したがって冒頭の住所欄（「現住地」）が削除され

由事			由事			由事			籍本			第一號様式(用紙美濃紙)
以下三欄略ス			柄續			主戸			事日ル爲戸			
			生年姓細織			生年姓前			由年月主			
			年月日名別柄母父			年月日名柄主母父			別生月日別生月日			
			年			年			甲號			

図3 1935年版戸口調査簿様式（『台湾総督府府報』をもとに筆者作成）

て「本籍」欄に差し替えられた。これは戸口調査簿が日本本国の戸籍簿と同等と見なされた以上必要な変更であり、この時の改正の核となる部分であった。

しかし変更はそれだけではなかった。1935年の様式（上掲図3参照）を1933年までの様式と比べてみれば（これも）一目瞭然であるが、（日本と台湾の文化の違いと対応した台湾独自の）「種族」欄などの項目が削除されたのである。

では戸口調査簿において継承されてきたエスニック・カテゴリーに関する情報の記載がここで途切れるのか、というところではなかった。「本籍戸口調査簿」そのものからは種族欄などが消えたのであるが、本籍戸口調査副簿での情報収集は継続的に認められており、こちらの様式は従来の戸口調査簿と（本籍欄以外は）ほぼ同じであった（松岡2014）。

戦後にもこうした行政情報が継承されたことによって、戦後台湾社会にも大きな影響を与えたと考えられるのである。実際、戦前の戸口調査簿は、戦後の戸籍部署に引き継がれてきており、現在そのデータは電子化されて現在の戸政システムにアーカイブされ、例えば日本の戸籍と同様に、必要があればいつでも参照できる態勢が整えられている。

ここまで中心的な例として挙げてきたエスニック・カテゴリー自体は、後で挙げる「姓名」と違って、この戦前の戸籍から戦後の戸籍へと、データとしてすべてが直接的に引き継がれたわけではない（詳しくは後述）。その意味ではそれが戦後台湾社会に与えた影響は限定される。

しかし、それでもその影響はかなり大きいと考えざるを得ない。まず、冒頭で紹介したような戦後の台湾社会のエスニシティ理解から考えて、台湾社会におけるエスニシティ

理解は戦前の戸籍や統計に採用されていたこうしたエスニック・カテゴリーを引き継いでいったと考えられる。例えば戦前の「生蕃／蕃人」は現在の「原住民」に、戦前の「本島人」の「福建人」「広東人」は、それぞれ「福佬人（閩南人）」「客家」カテゴリーに引き継がれていったと考えられる。逆に言えば、こうした現代の台湾のエスニシティ認識の起源が戦前の身分登録書類に記載されたエスニック・カテゴリーに関する欄（「種族」欄）に求めることができるということである。これについて十分に実証するためにはより多くの調査・研究が必要となると思われるが、ここではこれが台湾社会を見る視点、特にエスニシティ認識について考える重要な論点になる、という点を指摘することができれば、本稿の役割の一つが果たされたと言えるのではないだろうか。

もちろん、戦前と戦後では異なる点はある。戦前の「内地人」のほとんどは日本に引き揚げてカテゴリーとして消滅している。また前述の通り、戦後に「外省人」というカテゴリーが加わっており、「省籍」が問題になっていた時期には、外省人／本省人というのがエスニシティをめぐる主な亀裂とみなされていた（図4の「本籍」欄参照）。こうした点から見れば、明らかに戦前のエスニシティがそのまま引き継がれたわけではない。また身分登録書類にエスニシティの記載欄はないので身分登録制度に、エスニック・カテゴリーが直接引き継がれていないことは確かである。

そうした明らかな違いにも関わらず、日本統治時代に設定されたエスニック・カテゴリーは、戦後の台湾に大きな影響を与えていることは確かであると、筆者は考える。まず、戦前と戦後では上記のような違いはあるものの、戦後のエスニシティ理解に対して

臺灣省												戶籍共同生活學					
縣(市)戶籍登記簿												字號		第 號			
由 事				由 事				由 事				別 種					
												籍 密 籍 本					
												市 縣 省 市 縣 省					
												址 位					
												街 路 路 以 鄰 鄉					
												門 牌 村 里					
												郵 局					
												戶 及 名 姓 本 戶 前 取 及 民 籍 別 因					
票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教	票 行	度 程 育 教
位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配	位 職	名 姓 偶 配
年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號	年 出 月 日 生	姓 名 別 號
母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父	母 父
別 生 出				別 生 出				別 生 出				別 生 出					

図4 1948年戸籍登記簿様式（『台湾省政府公報』（民国37年秋字第9期）をもとに筆者作成）

強い影響を与えたと考えられる。これがまず一点である。

さらに重要な点として、前項の冒頭で述べたような、排他的な近代的なエスニシティ分類という枠組みを台湾社会に与えて、エスニシティをそのように理解するという思考を植え付けたという影響がある。この点は台湾社会の歴史について考えるにあたって極めて重要な点ではないだろうか。

また、台湾原住民については戦前の「蕃人」というエスニック・カテゴリーそのものが引き継がれていったことも確かである。上述の通り、戦後の戸籍には「種族欄」のようにエスニック・カテゴリーの記載欄は作られなかったのであるが、原住民については（欄外に身分が記入されることで）事実上エスニック・カテゴリーが記載され、引き継がれていったのである。というのも、戦後の台湾原住民の先住民身分（遑れば「高砂族」「山地同胞」等の身分）の根拠は戦前の戸籍（戸口調査簿）の本籍が伝統的原住民居住地域（「蕃地」）にあったことであり、それが証明されて「山地同胞」などの身分が認められれば、欄外にそれとわかる記載がなされたのである（詳しくは松岡 2012: 169-170 参照）。

3 もう一つの項目、姓名欄のたどった歴史

前節までで見てきたのは、身分登録に際しての記載事項（項目）の一つである「種族」欄がたどった歴史、および社会に与えた影響である。台湾社会におけるエスニシティ認識について考える際に重要なキーワードになることは明らかであろう。またこのエスニシティは、身分登録の記載事項が社会に与えた影響の大きさについて明快に示すことができる例であった。

身分登録書類（戸口調査簿）と台湾社会との間の関係について考えるにあたって、もう一つ重要なトピックが姓名欄である。既述のように「種族」欄の記載については歴史の変遷があったのに対して、戦前の身分登録書類において姓名欄は一貫して存在した。日本統治下台湾における戸口調査簿の様式はさまざまな変遷をとげたが、姓名欄は変わらない形で一貫して存在していた（図1～3参照）。

また、上述のように戦後の戸籍からはエスニック・カテゴリーを直接記載する欄が抹消されたのに対して、「姓名」欄については戦後の戸籍にも一貫して存在している。一見当たり前のようなものであるが、戦後の戸籍（身分登録書類）にも姓名欄が設定されていたということは、それが原住民社会に与えた影響を考えると大きいことである。後述するように、戦前の身分登録書類における姓名欄も、戦後の身分登録書類における姓名欄も、単にそうした枠が設定されていただけ、とはとても言えない大きな影響を与えたと考えられるからである。

この（身分登録書類の記載事項である）姓名欄は直接エスニシティに関わるものでは

ないが、後述するように事実上、エスニシティと強いつながりを持つものである。であるから、身分登録書類の姓名欄に注目することは、身分登録が台湾社会に与えた影響について考える際にも、また現代台湾におけるエスニシティについて考える際にも重要なトピックとなる。またこの事例は、詳しくは後述するが、身分登録が社会に与えた影響の複雑性（のあり方の一つのタイプ）を示すものともなる。

3.1 姓名欄の歴史と可視化の影響の複雑性

ここでいったん上記のような社会的文脈を脇において、すでに示した戸口調査簿の様式などから姓名欄自体に再び注目すると、一つの特徴は姓・名を書く欄があるということである。このことは指摘するまでもないことに見えるが、人類の歴史を広く見渡すと、そうとは言えない。今となつては姓と名が書類などに記載され、登録されることは当たり前のようであるが、世界の民族の中で、最近まで姓を持っていなかった民族というのは少なくない。後述するように台湾原住民もそのような例である。逆に言えば、近代化以前に自分達独自の姓命名のルールを持っていた民族というのはごく限定される。

戸口調査簿における「種族」欄設定の経緯について述べた際に、身分登録制度の整備と可視化との強い関連性について述べた。身分登録の一連の流れの中で行われる姓名の登記も当然、統治者による台湾社会可視化の一環であると考えべきである。上記のようにエスニシティに関する記載欄の設定とその適用は社会に大きな影響を与えたと考えられるが、姓名の登記も別の形で大きな影響を与えた。これは台湾社会可視化の影響について検討するための、もう一つ重要な事例となる。

ジェームズ・スコットによれば、姓 surname（永久的・継承的父系姓）の発明は、近代国家の統治法の必要条件のうちの一つである（Scott 1998）。スコットの姓名についての議論をまとめれば下記ようになる。

世界の多くの国では、もともと姓を持っている人は社会のごく一部であった。例えば15世紀前半のフィレンツェ・トスカーナでは、姓を持つのは土地所有権を持つ家系などのいわゆる上層階級のみで、都市の貴族を除いて永久的な姓など持っていなかった。14世紀から15世紀にかけてのイングランドでは、姓の普及は公式文書の整備と同時に発展していった。これによって国家は地域社会可視化の入り口に立ったと考えられる。この流れは国家が個人レベルで国民を特定するのに有利であった。統治者にとって管理しやすい社会、に近づいたのである。スペイン統治下のフィリピンでは、1849年にスペイン語姓が導入されたが、この時には政府から示されたスペイン語姓の一覧を地域ごとに、いわば機械的に順番に割り振っていった。こうしたスペイン語姓施行の目的は、臣民・納税者の完全に可視化されたリストを作ることであった。

以上がスコットの説明する姓の発明と地域社会の可視化との間の関係であるが、現在の国家統治者にとって国民個人を可視化（して掌握）する方法は数多く、姓名の掌握は

その一つに過ぎない。写真、映像、指紋などの生体認証技術、IDナンバー、DNAなど、その数は増えており、最近日本では「マイナンバー」というのが加わった。

しかし歴史をふりかえれば、多くの国において姓の設定というのは国家が自国領内（国境線内）に居住する個人を可視化する最初のステップであり、決定的なステップであると考えられる。国家による地域社会可視化のプロセスについて考える際に重要なトピックである。統治者にとって、国民全体に姓と名をつけさせるというのは、国民社会を統治者にとってわかりやすい状況（管理しやすい社会）に変えていくための重要な転換点であったと考えられるのである。

また多くの国のマイノリティや先住民にとって、それは外来の統治者による文化の塗り替えを意味した。台湾の原住民にとってもそのような意味を持ったことは確かである。

3.2 台湾の原住民の名前がたどった歴史

その変化について例示するために、ここで原住民の名前がたどった歴史を簡単にふりかえてみよう。

まず前近代において台湾原住民は、いわゆる無文字社会であったと考えられる。文字がないわけであるので、名前に関していえば、（話し）ことばのみで名前を呼び合う時代が長く存在した。

日本による植民地統治は、台湾原住民社会にとっては初めての近代国家的統治の導入を意味した。これによって文字による読み書き文化が、台湾原住民社会に、広く導入された。

原住民の名前についていえば、日本統治時代、特に1910年代以降に、原住民個人の名前がカタカナによって表記されるという時代が到来した。例えば戸口調査簿の姓名欄にカタカナで名前または姓名が表記されることになった¹⁰⁾。これは一つには、これまで口頭のみで呼ばれてきた原住民の名前が文字によって表記・記録されるようになったということの意味する。

もう一つは、原住民の「姓」の登場である。原住民文化（伝統的名制）において、もともと「姓」に当たるものがない民族が多い。例えばパイワン族の家名は、同じ家に住む者が同じ家名を共有するという点では「姓」に似ている部分があると言えるが、この家名は分家や移住などによって変わる可能性がある（曾有欽論文など参照；ルカイ族の例については笠原論文参照）。近代国家の身分登録に登場するような「姓」とは異なる、その枠組みに合わないものであった（林修澈論文など参照）。またタイヤル族の「姓名」として記録されたものは父子名（または母子名）であり、「姓」に当たるものがあるとするればそれは「父の名」（または母の名）であり、明らかに近代国家の「発明」した「姓」とは異なるものであった（詳しくは本書収録の伊萬論文参照）。他の多くの民族についても前近代の状況では「姓」は存在しておらず、原住民にとって「姓」の導入は日本統治

時代に始まったものであった（プユマ族の例については蛸島 1997; 陳 2014参照）。

その後「改姓名」ということが何段階かにわたって行われた。日本式姓名への改称である¹¹⁾。1939年から1944年にかけての「改姓名」は認可式であり、影響も限られたが、1944年に行われた「許可改姓名」は原住民社会に広く影響を与えた（詳しくは近藤 1996; 蛸島 1997参照）。戸口調査簿に漢字で、日本式姓名が登記されたのである。その前の段階のカタカナによる表記は、原住民文化における命名にそって、その音で表記を行っていたのに対して、この改姓名は原住民の（必ずしも姓がない）名前自体を日本式姓名に変えるものであった。

戦後の国民党統治下でも似たようなことが行われた。いわゆる姓名の「回復」（「台湾省人民回復原有姓名辦法」）であるが、原住民にとってみれば、一度日本式に変えられた姓名を、今度は漢族式姓名に再び変えられるという措置であった。伊萬論文によれば、その影響は、日本統治時代における改姓名よりも広く、深い影響を与えたようである。一方で、日本統治時代の改姓名の影響も、小さいとは言えない。また、上述のようにその身分登録書類への登記の影響の大きさについては、もはや言うまでもないだろう。

3.3 姓名登録の影響

このように簡単に振り返ってみただけでも、身分登録に際しての姓名登録の影響は多岐にわたる。少なくとも以下の四点がポイントになるであろう。

- (1) 文字によって名前が記載されるようになった点。その文字によって記載される名前を当の原住民がどの程度用いていたかは別の問題ではあるが、いわゆる日本語世代の原住民の人々が日本式姓名やカタカナの表記をすぐに言えることができることから考えて影響は少なくないと思われる。
- (2) その姓名が公的書類に記載されて（半）永久的に保存されるようになったこと。特に当時の原住民のほぼ全員の情報がここに登記されるような事態は、清朝時代以前には考えられなかったことであろう。また、その記載情報は、戦後に引き継がれている。つまり統治者が変わっても、永久保存態勢は崩れることがなかった。少なくとも現在に至るまで、引き継がれてきている。また現代においてその情報はデジタル化されて、データベースに保存されている。今後の台湾においても、引き継がれていくことであろう。そのように、データそのものが未来に至るまで影響を及ぼしつつける、という点は重要であろう。
- (3) 姓名をめぐる日本による政策、国民党政権による政策がいわゆる同化政策の側面があったことは否定しようがない。外来文化の押し付け、場合によっては塗りつぶしの側面を持っていることは明らかであろう。原住民の立場に立ってみれば、このような外来文化による影響を一度ならず受けたわけである。それぞれの時代の影響を押し量ることも重要であるが、折り重なるようにして影響を与えられているという

点も見逃すことができない。

- (4) 近代国家的統治による姓の創出の事例としてみる事ができる。その様態について、民族によってさまざま（ツォウ族の事例については本書収録の宮岡論文、セデック族の事例については伊萬論文参照、プユマ族の例については蛸島 1997や陳 2014、ヤミ（タオ）族の例については野林による序論）であるが、多くの場合「創出」と言ってよいであろう。世代毎に個人名が引き継がれていく（したがって「姓」に当てられたものが変わっていく）タイヤル族やセデック族や、分家や移住によって家名（これが「姓」に対応するとみなされた）が変わる可能性があるパイワン族やルカイ族に比べて、氏族制度を持つ民族（ブヌン族やツォウ族など）は、世代が下っても「氏」が引き継がれていく点から考えれば、いわゆる「姓」の概念に最も近いと言える。しかしその氏族制度を持つツォウ族においても、「姓」は創出の側面があることは宮岡論文を見れば明らかであるし、後世に至るまで大きな影響を与えたと言えるだろう。

以上のような四つの側面がどのように影響を及ぼしてきているのか、これも民族によってさまざまであるが、いずれも多面的な影響を各民族の文化に与えていることは確かと思われる。それに付随して婚姻ルールなど文化の他の部分にも影響が出ることが考えられる。従来の婚姻ルールを攪乱する、その攪乱のパターンもさまざまである。

筆者としてここで強く訴えておきたいのは、我々が身分登録に際しての姓名登記の影響について考えるに当たって、それが実に多様で複雑であるということを十分に想定しておかなければならないということである。その影響を画一的に見ることは、原住民の命名の今後について考えるにあたっては弊害が大きいと思われる。

3.4 原住民による主体的行動

これに対して、原住民自身はこの多様な影響のもとで、こうした状況を主体的に利用してきたと考えられる。ある意味では、原住民は、名前に関して他の民族・エスニシティ（例えば台湾の他のエスニック・グループ）よりも多くのレパートリー（選択肢）を持っていると言うこともできるだろう。こうした命名、姓名およびその表記の選択は文化実践行為でもある。

現存する戸籍資料を見ても、興味深い例がある。例えば原住民の名前の中に日本語の発音が混入されている事例を挙げる事ができる。これはいわゆる「改姓名」とは違って、どの程度意識的にそのような命名を行っているのかわからないが、日本語の音カタカナで表記された原住民の名前の中に入っている場合である（政治大学ALCDによる『原住民族人名譜』参照）。これについてプユマ族の事例については、蛸島直や陳文徳などがすでに豊富な具体例を示している（蛸島 1997; 蛸島 2003; 陳 2014）。

周知のように、1980年代以来の原住民族運動の成果の一つとして「伝統姓名」の回復

が挙げられる。台湾人の姓名登記を規定している「姓名条例」（1953年公布）が1995年に改正されて、従来漢族式姓名の登記しか認められていなかったのに対して、原住民文化にもとづいた命名、「伝統姓名」による登記が認められるようになったのである。

ただし、そのような制度が用意されたからと言って「伝統姓名」による登記が大幅に進んだかと言えるかどうかは別問題である。進んだことは確かであるが、統計的には大幅に進んだとまでは言えない、というのが一つのまとめ方となるだろうか。この点は本書の中で繰り返し指摘されている（特に林修澈論文、黄季平論文参照）。

なぜか。一つ大きな原因として考えられるのが、日本統治時代における日本式姓名の登記、戦後の漢族式姓名による登記に慣れてきた原住民にとって、伝統文化による命名の手がかりになるものは決して多くない、ということである。

この点から逆に考えて、政治大学原住民族センター（ALCD）が作成した『原住民族人名譜』は、原住民による伝統姓名命名の際の重要な手がかりとして、これからの未来において役割を果たしていくと思われる。前述のように、この元資料となったのは戦前の戸口調査簿に記録されていたカタカナによる名前である。つまり、戦前の身分登録書類のデータが、原住民の伝統的姓名の根拠資料として再利用されるようになったのである。

これは興味深い展開である。戦前の身分登録に姓名を記載した統治者の当初の目的からすれば、これは意図せざる結果である。戦前に日本が、今で言うような先住民の伝統文化を記録しておこうという意図をもって、原住民の姓名を登記したとは考えられない。当然、統治のためになるべく細かく記録しておこうと、その点が第一であろう。さらに日本統治末期には、改姓名を行って、戸口調査簿登記上の姓名は日本式のものに切りかえられていっている。しかし多くの場合は、カタカナで記載された（「伝統姓名」のもととなるような）原住民名は見られるような状態のものとして残った。であるからそのカタカナ名がすくいあげられて『原住民族人名譜』に収録されたわけである。統治のために採録されたデータがまわりまわって原住民が原住民らしく暮らすための新たな実践（例えば「伝統姓名」の回復）につながっているわけである。

戦後の先住民身分の根拠資料として、戦前の戸籍資料が用いられてきたことはすでによく知られている。戦前に戸籍が編製された当時、その名簿は、今で言うアフーマティブ・アクションなどの優遇措置適用の名簿として用意されたものであったとは考えられない。さらに言えば先住民身分保証のために作られたわけではなく、まず何よりも地域社会可視化のために作成されたものであると考えられる。しかしその記録が詳細で一貫したものだったために、他に代わるものがなかったこともあり、社会の変化に応じて、これが戦後において先住民身分を保証するための根拠資料となったと考えられるのである。原住民の「伝統姓名」命名のための参考資料として、今後は（『原住民族人名譜』に掲載された）戦前の戸籍資料の情報が用いられていくのであろうから、これも、日本統

治時代の身分登録設定当時には意図しなかった、複雑な影響関係を示す事例として挙げることができるだろう。

一方で、原住民式姓名の表記というのもさまざまな問題を抱えている。原住民の伝統名を正確に表すにはどうしたらよいかという音表記の問題が存在する。また父子（または母子）連名制度を持った民族は、身分登録登記上は単純に前から順番に姓・名という順番で登記されるという問題はいまだに残っているようだ。前に来るのは本人の名前、後に来るのが父の（または母の）名前である。つまり「姓」の欄に本人固有の名前である「個人名」が書かれるという奇妙な状態が生じうる。身分登記の情報はパスポートなどに転記されるので、外国人には「個人名」を「姓」と勘違いされるという、奇妙な状況^{しゅったい}が出来る可能性がある。このような奇妙な状況を生み出したのは、やはり日本統治時代の戸口調査簿における人名登記に遡ると思われる。またそもそも「伝統姓名」という言い方自体に矛盾がある。原住民の多くは、伝統的に「姓」というのは持ってこなかったのであるから。

このように原住民の姓名をめぐる問題はかなり複雑である。これから向き合うことになるであろう実践的課題だけでも少ないとは言えない（本書所収の林修澈、黄季平、伊萬の論文参照）。「伝統姓名」による登記を後押しするような制度作りにはかなりの苦勞が予想される。

4 おわりに

本稿では、身分登録とその記載情報が台湾原住民社会に与えてきた影響について、エスニシティと姓名を例に論じてきた。

日本統治時代に台湾の住民に対して行われた身分登録書類において、「種族欄」が設定された。これがその後の台湾社会のエスニシティ認識に大きな影響を与えたと考えられる。そのエスニシティ認識というのは、明らかに多文化社会が定着した現在の台湾において、大きな意味を持ち続けている。現在の台湾の社会認識に与えた影響の大きさについて考えると、エスニシティに関わる記載欄の例は、身分登録の記載事項が社会に与えた影響について問うことの意義の大きさを明快に示していると言える。

姓名欄の設定も、同じように身分登録の記載事項が台湾社会に影響を与えた事例としてあげることができる。特に本稿でとりあげた台湾原住民社会の例については、外来文化による影響とその変遷がわかりやすい形で見てとることができる。同時に考えるべきなのは、その影響が複雑な形で、台湾原住民社会の現在とつながっていることである。

いずれの例でも身分登録やその書類の記載事項が社会や個人に影響を与えているという点では同様なのであるが、その「影響」の中身についてそれぞれの事例が映し出す側面は大きく異なっていた。本稿で挙げたエスニシティに関する例では、身分登録制度が

近代主義の導入と定着、社会にあてはめる枠の固定化といった側面が見られた。このような一方的で比較的単純な影響関係に対して姓名に関する例は、一方的な影響ではなく、時に乱反射と見てもよいような、統治実践が当初意図した目的とはすれ違うような影響、また影響が社会に及んでいく時のプロセスの複雑性が映し出された。また、原住民の姓名をめぐる実践は、身分登録のような統治の影響を乗り越えていくような、統治者が設定した枠を逸脱していくような、あるいは主体的に利用していくような実践であると考えられる。

これはもちろんエスニティの例が本質的に単純な影響関係を生み出すもので、姓名の例が複雑な影響関係を生み出すものである、ということではない。エスニティに関する例でも乱反射のようなものが見られるかもしれない。姓名の例で、その統一的な影響関係の重要性が明らかになるかもしれない。本稿で強調したいのは、二つの側面を見ていくことが、身分登録制度と社会との関係について考えていく時に重要になるということである。

謝辞

本論文はJSPS 科研費JP25870823, JP17K13292の助成によって行われた研究の成果の一部である。

注

- 1) 1970年代初頭までは、国連の代表権は中華人民共和国でなく、中華民国にあった。
- 2) 大陸時代からの法律を堅持し続けることによる正統性、「中国として」の正統性を主張する根拠のうちの一つ。
- 3) 実際にはそれを確認するまでもなく、お互いに少し話をするだけで判断はできたであろう。
- 4) 前述のように、この点は今後継続的に議論していくべき論点であり、この点を実証するにはより多くの調査・研究が必要となる。しかしまだあまり議論されていないこのような論点をここで提示しておく意味は十分にあるだろう。また、本稿では身分登録書類が社会に与えた影響について議論しており、こうした点からここでこの論点を示しておく意味もあるだろう。
- 5) しかし両国とも例外はある。日本ではアイヌ民族の存在、フランスではいわゆる「ジプシー」の存在が挙げられるだろう。こうしたエスニティの存在を無視した、完全に画一的統治が実現できているわけではない。
- 6) 戦前の、日本による台湾統治については、富田哲が統計調査を例にそのような指摘をしている(富田 2003)。
- 7) 身分登録と同時進行で行われた統計調査(臨時台湾戸口調査)は、本国日本よりも早く行われた。日本本国ではいわゆる「国勢調査」の実施が遅れたが、植民地台湾ではこれに先だって類似の統計調査が行われた。これについては佐藤正広の研究に詳しい(佐藤 2012)。

- 8) 麻葉の一種である「阿片」を吸引する習慣があるかどうか。
- 9) 特に漢民族の上層階層で見られた、女性の足を変形させるような習慣。足を小さくすることを名目に、女兒の足に布を巻き、変形させた。
- 10) この段階の戸口調査簿の姓名欄の多くに、原住民の今で言う「伝統姓名」が記載されていたために、近年、そのデータが再利用されて『原住民族人名譜』が作成されたのである。
- 11) ただし、蘭嶼のヤミ（タオ）族については改姓名を経験しなかったようである（野林 2003）。

参考文献

〈日本語文献〉

栗原純

- 2004 「日本植民地時代台湾における戸籍制度の成立—戸口規則の戸籍制度への転用について」台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』pp. 267-337, 愛知：中京大学社会科学研究所。

近藤正己

- 1996 『総力戦と台湾—日本植民地崩壊の研究』東京：刀水書房。

佐藤正広

- 2012 『帝国日本と統計調査—統治初期台湾の専門家集団』東京：岩波書店。

嶋島直

- 1997 「ブユマ族の個人名」『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』12: 87-111。
2003 「ブユマの対人呼称法」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態—中国周縁地域の歴史と現在』pp. 535-581, 東京：風響社。

富田哲

- 2003 「1905年臨時台湾調査と『内地人』の視線」台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』pp. 101-120, 愛知：中京大学社会科学研究所。

野林厚志

- 2003 「台湾タオのテクノニミーと慣習名の正名化」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態—中国周縁地域の歴史と現在』pp. 583-604, 東京：風響社。

松岡格

- 2012 『台湾原住民社会の地方化—マイノリティの20世紀』東京：研文出版。
2014 「日本統治下台湾の身分登録と原住民—制度・分類・姓名」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究の射程』pp. 33-75, 台北：順益台湾原住民博物館。
2015 「台湾原住民と姓名・住民登録・エスニシティ—可視化と公的書類と社会の間の関係研究」『マテシス・ウニヴェルサリス』16(2): 23-39。

〈中国語文献〉

王甫昌

- 2005 「由『中國省籍』到『台灣族群』—戸口普查籍別類屬轉變之分析」『台湾社会学』9: 59-117。

陳文徳

- 2014 「名制與社會生活—卑南人的例子」林志興・巴代主編『卑南學資料彙編第一輯』pp. 29-

64, 台東：卑南學推動小組。

〈英語文獻〉

Scott, James C.

1998 *Seeing Like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition Have Failed*,
New Haven: Yale University Press.